



東神楽町共同学校連携

NO.01

事務局だより

家庭版

発行:19/4/26

東神楽町共同学校
連携事務局（中学
校内：坂田 淳哉）

連絡先

東神楽中学校
83-2413（明石）

東神楽小学校
83-2344（清川）

東聖小学校
83-3055（箱崎・
土屋）

忠栄小学校
83-3205（長谷川）

志比内小学校
96-2146（松田）

教育委員会
83-5406（米津）

転出入の手続きについて

転出・転入される場合や、住所が変更になる場合は、まずは各学校・教育委員会へ連絡をお願いします。

転出入手続きは以下のような流れになります。

1. 他市町村へ転出するとき

(ア) 事前に在校する学校へ連絡します。(在学証明書・教科書
給与証明書)

(イ) 役場で転出届を提出します。(住民票転出届)

(ウ) 転出先市町村の役場で転入届をします。

2. 他市町村から転入したとき

(ア) 役場で転入届を提出します。

(イ) 教育委員会で入学通知書を発行してもらいます。

(ウ) 指定された学校で手続きします。(転校前の書類と入学通
知書を提出)

「町スクールバス」と「電気軌道の路線バス」

町内唯一の中学校は、人口の多いひじり野地区から4Km 前後離れ、志比内・忠栄地区からも遠く離れています。また、東神楽小・東聖小校区も広範囲なため、町では町運営スクールバスを3路線(聖台線、稲荷・八千代線、忠栄・志比内線)出しています。

これに対し、ひじり野地区は、電気軌道の路線バスが走っているため、町のスクールバスはでていません。このため、中学校前停車の700番バスも、あくまで路線バスです。(700番バスは原則、中学校の自転車通学中止とともに運行が始まり、自転車通学開始とともに運行が中止になります。また、電気軌道は基本路線バスなので一般の方も乗車しますので、ご注意ください。)

「遠距離通学費の助成」について

東神楽町では電気軌道の路線バスを利用しているご家庭に、「遠距離通学費の助成」(おもにひじり野地区)として、町のスクールバスとの差額を給付しています。これは、東神楽町運営のスクールバス(3路線)が無料ではなく定期料金(3600円)がかかっているためです。給付内容は以下の通りです。

※給付基準：通学距離6Km以上は全額補助。2Km以上6Km未満は一部補助。

- 1, ひじり野1～13区・・・電気軌道定期 6120円ー町定期 3600円=2520円×10月分(助成金 25200円)
- 2, ひじり野 14・15区・・・電気軌道定期 7560円ー町定期 3600円=3960円×10月分(助成金 39600円)及び東聖1区
- 3, 通学距離が6Km以上(町バス路線内でも)は、町営スクールバス定期券を交付。

「スポーツ振興センター掛金の振替徴収」について

学校管理下の怪我などに給付されるスポーツ振興センター掛金は、一昨年度まで町内各校では現金で集金していました。しかし、昨年度から振替による徴収に変更しています。また、今年度は町内全校の掛金を振替徴収とし、現金徴収はなくなりました。

スポーツ振興センター掛金は保険料なので5月中に納付すべきものですが、金銭事故防止の観点から、期日までに町が保護者負担分を立替で全額納入し、保護者負担分が全額集まってから、町へ納付することとしました。

既に振替を実施している学校では、昨年度も全員納入いただいておりますが、入金忘れや入金遅れで再振替になっているケースもあります。スポーツ振興センター掛金は、整理の都合上、全員分が揃ってからでなければ町へ支払えません。

期日までの入金にご協力をお願いします。